



再エネ海域利用法における今後の促進区域の指定に向けて有望な区域等を整理しました

2019年7月30日

同時発表：国土交通省

▶エネルギー・環境

経済産業省資源エネルギー庁及び国土交通省港湾局は、再エネ海域利用法における今後の促進区域の指定に向けて、既に一定の準備段階に進んでいる区域として、11区域を整理しました。このうち4区域については、有望な区域として、協議会の組織や国による風況・地質調査の準備を直ちに開始します。

1. 概要

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（再エネ海域利用法）においては、国が基本方針を定め、年度ごとに、促進区域の指定を行った上で、公募による事業者の選定を行うこととしています。

経済産業省資源エネルギー庁及び国土交通省港湾局では、これまで、都道府県等が保有する情報の収集等（都道府県からの情報提供：2019年2月8日～4月15日）を行ってきました。今般、2019年6月11日に策定した海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域指定ガイドライン（区域指定ガイドライン）に基づき、都道府県等から収集した情報や有識者による第三者委員会の意見を踏まえ、既に一定の準備段階に進んでいる区域（11区域）を整理しました。このうち4区域については、有望な区域として、協議会の組織や国による風況・地質調査の準備を直ちに開始します。

2. 既に一定の準備段階に進んでいる区域

都道府県等からの情報提供を踏まえ、既に一定の準備段階に進んでいる区域（11区域）について、以下のとおり整理しました。

- 青森県沖日本海（北側）
- 青森県沖日本海（南側）
- 青森県陸奥湾
- 秋田県八峰町および能代市沖
- 秋田県能代市、三種町および男鹿市沖
- 秋田県潟上市沖
- 秋田県由利本荘市沖（北側・南側）
- 新潟県村上市・胎内市沖
- 千葉県銚子市沖
- 長崎県西海市江島沖
- 長崎県五島市沖

3. 協議会の組織等の準備を直ちに開始する有望な区域

11区域のうち、地元合意などの環境整備が進捗している以下の4区域については、有望な区域として、協議会の組織や国による風況・地質調査の準備を直ちに開始します。

- 秋田県能代市、三種町および男鹿市沖
- 秋田県由利本荘市沖(北側・南側)
- 千葉県銚子市沖
- 長崎県五島市沖

4. 今後の各区域の進め方における留意事項

11区域のうち、「3」以外の7区域について、今後の進め方における留意事項は、以下のとおりです。

- 秋田県八峰町および能代市沖

有望な区域であるため、今後の地元合意などの環境整備の進捗状況に応じ、可及的速やかに、協議会の組織や国による風況・地質調査の準備を開始する。

- 秋田県潟上市沖

有望な区域であるため、今後の地元合意などの環境整備の進捗状況に応じ可及的速やかに、協議会の組織や国による風況・地質調査の準備を開始する。

- 青森県沖日本海(北側)

利害関係者の特定及び調整が必要である。

- 青森県沖日本海(南側)

利害関係者の特定及び調整が必要である。

- 青森県陸奥湾

利害関係者の特定及び調整が必要である。また、防衛面への配慮からの制約を受ける区域である。

- 新潟県村上市・胎内市沖

システムの確保、利害関係者の特定及び調整が必要である。

- 長崎県西海市江島沖

世界遺産との関係において問題が生じないよう整理することが必要である。

注:本プレスリリースにおける各区域の名称は、都道府県から情報提供を受けた際に、都道府県から提示されたものです。

関連資料

- [\(参考資料\)海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域指定ガイドライン\(PDF形式:313KB\)](#) 

担当

資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部
新エネルギー課長 清水
担当者: 梶、山本、小松

電話: 03-3501-1511 (内線4551)
03-3501-4031 (直通)
03-3501-1365 (FAX)

•  [ダウンロード\(Adobeサイトへ\)](#) 

海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域指定ガイドライン
(令和元年6月、経済産業省資源エネルギー庁・国土交通省港湾局)
(抜粋)

第4章 促進区域の指定に係る基準

3. 有望な区域の選定

(1) 有望な区域の選定条件

既知情報を収集した上で、早期に促進区域に指定できる見込みがあり、より具体的な検討を進めるべき区域を「有望な区域」として選定する。

有望な区域に選定されるためには、少なくとも協議会において地元関係者との利害調整が可能な程度に地元の受入体制が整っており、かつ、促進区域の指定の基準に適合する見込みがあるものとして、以下の3つの要件を満たしていることを条件とする。

- ① 促進区域の候補地があること
- ② 利害関係者を特定し、協議会を開始することについて同意を得ていること（協議会の設置が可能であること）
- ③ 区域指定の基準に基づき、促進区域に適していることが見込まれること

(2) 第三者委員会による意見の聴取（有望な区域の選定）

有望な区域の選定は、技術的な判断が必要であるため、有識者を含めた中立的な第三者委員会の意見を踏まえて行う。有望な区域として選定された区域については、協議会を設置するとともに、促進区域の指定基準への適合性をより詳細かつ着実に確認するため、詳細な調査を実施する。

こうした有望な区域を選定するプロセスは、都道府県からの情報収集と合わせて、年度ごとに実施することとする。

第三者委員会の開催及び有望な区域の選定には、都道府県からの情報提供の受付後、1か月以上の期間を要することが想定される。

なお、第三者委員会については、公平かつ公正に運営される必要がある。その審議過程を公開することにより率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が損なわれる恐れ等があることから、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第1項第5号の規定に該当する場合にあっては、審議過程（構成委員名を含む）を非公開とすることとする。ただし、有望な区域の選定が完了した段階で、選定結果及びその理由等については公表するものとする。